

徳島県病院局訓令第一号

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中「緩和ケアセンター」を 「緩和ケアセンター
情報戦略センター」 に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。